

5 まちづくり

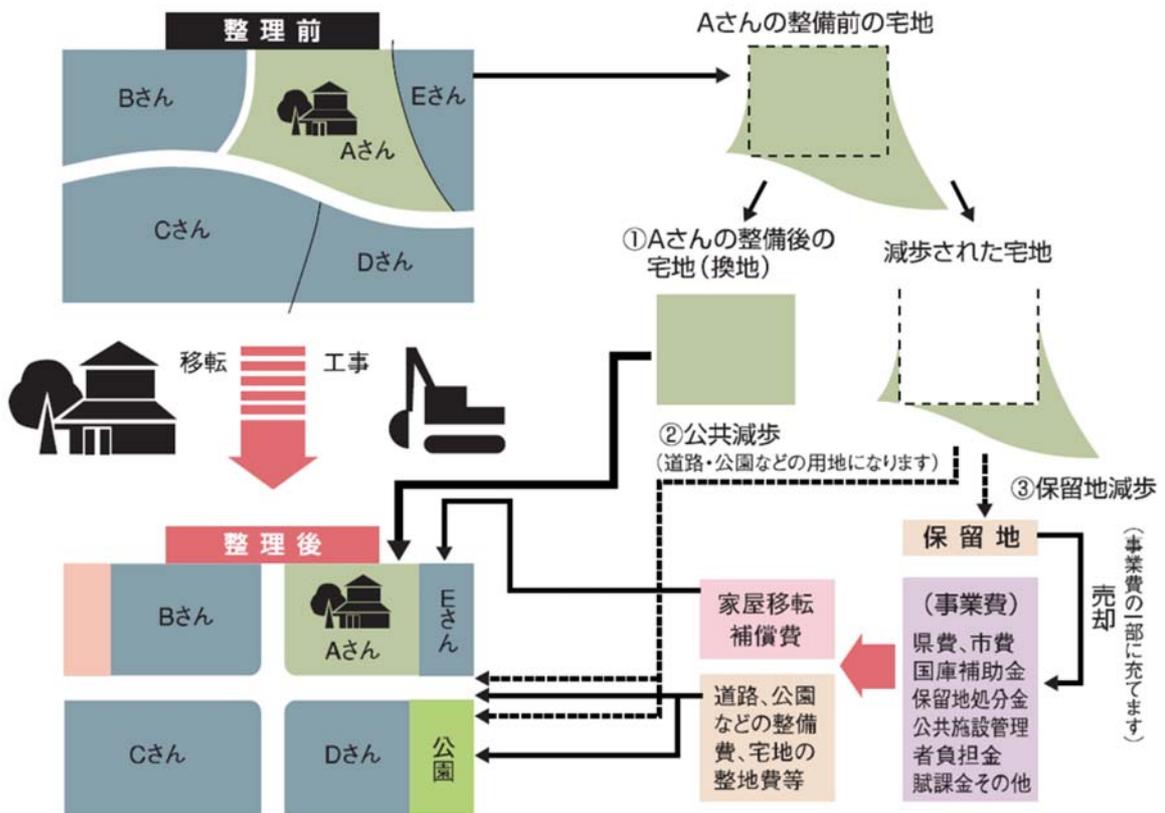
(1) 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

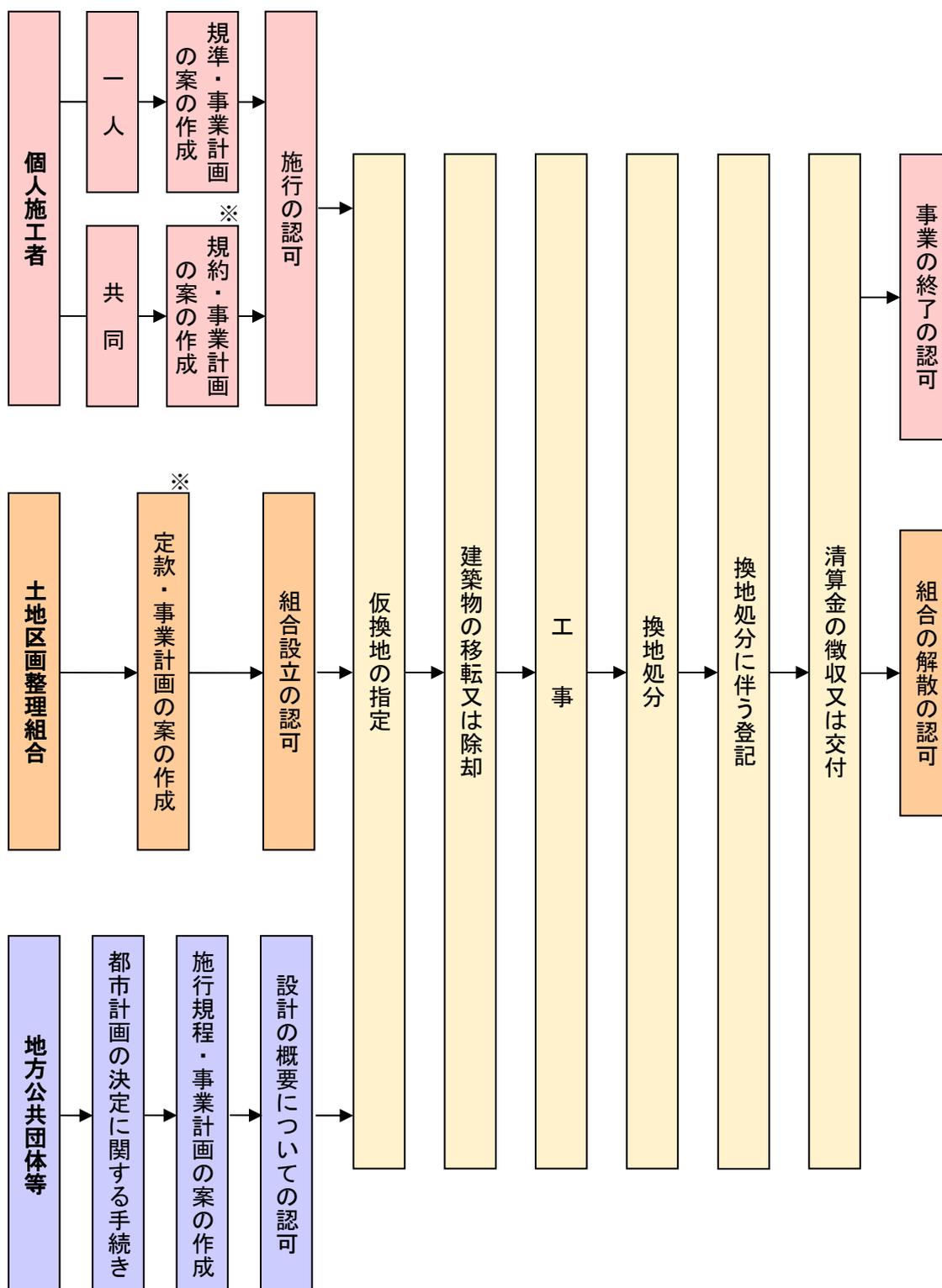
土地区画整理事業は、良好なまちづくりのために乱雑な既成市街地、無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、土地の区画形質を整え、道路、公園、水路など公共施設の整備改善を行うなど、総合的に整備を図る事業で『都市計画の母』といわれています。本市においても、戦後の戦災復興土地区画整理事業をはじめ下知、江の口北部、高須、潮江東部の市施行や組合・個人施行も含め数多く実施され、良好なまちづくりに貢献してきました。

近年では、弥右衛門、潮江西部、高知駅周辺、下島の土地区画整理事業を高知市で施行しました。また、現在は旭地区の密集市街地の解消に向けて中須賀土地区画整理事業等に取り組んでいます。

土地区画整理事業の仕組み



土地区画整理事業の流れ



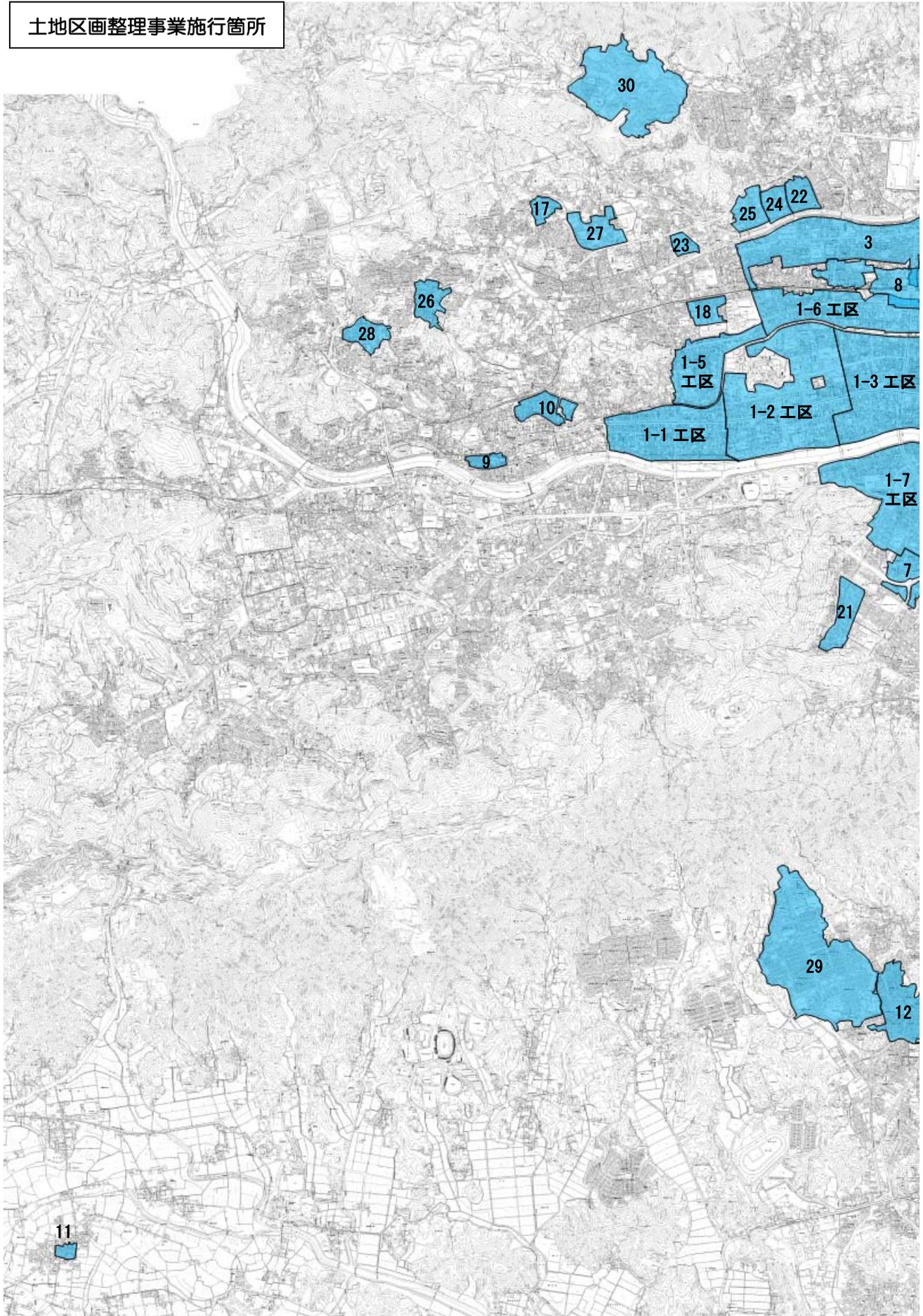
注) (独)都市再生機構、地方住宅供給公社は地方公共団体に準じて、また区画整理会社は土地区画整理組合に準じて、それぞれ手続きが定められています。

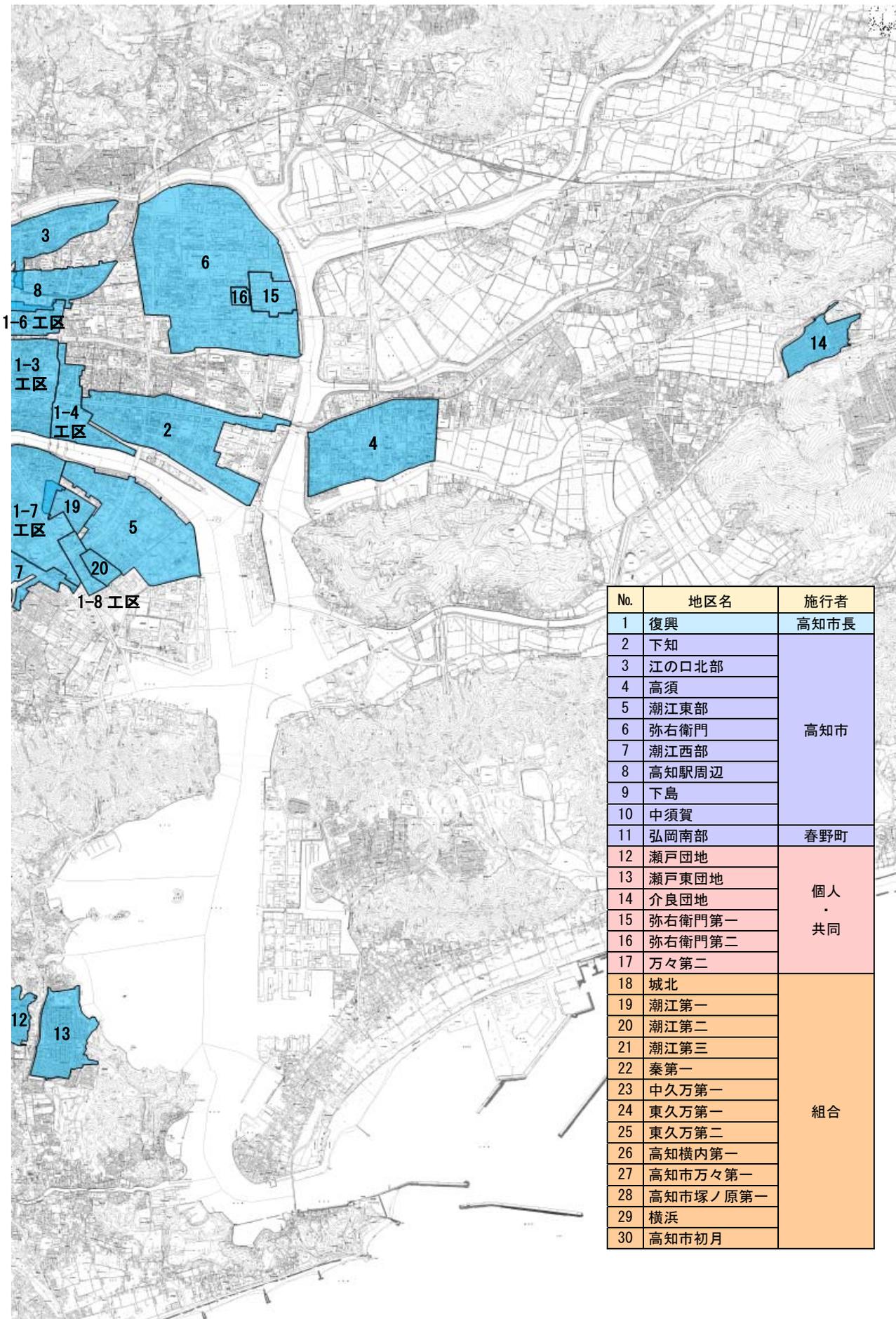
※都市計画事業として施行する場合は、都市計画の決定に関する手続きが必要です。

土地区画整理事業一覧

施行者	地区名	施行面積	総事業費	施行期間（年度）	平均減歩率	備考
高知市長	復興	3,663,064 m ²	1,705,450 千円	S21～S53	17.90%	
高知市	下知	608,289 m ²	1,571,143 千円	S34～S58	25.47%	
	江の口北部	670,413 m ²	1,043,000 千円	S35～S59	25.95%	
	高須	597,743 m ²	3,386,514 千円	S45～S58	27.68%	
	潮江東部	622,685 m ²	6,518,049 千円	S48～H 2	26.10%	
	弥右衛門	1,352,536 m ²	32,896,000 千円	S63～H22	22.90%	
	潮江西部	133,055 m ²	11,800,000 千円	H 8～H21	20.90%(16.10%)	減歩率()内は先行買収後
	高知駅周辺	294,820 m ²	30,650,000 千円	H 8～H22	26.79%(19.98%)	減歩率()内は先行買収後
	下島	32,412 m ²	3,865,000 千円	H25～R 2	24.35%(15.64%)	減歩率()内は先行買収後
	中須賀	80,700 m ²	12,088,000 千円	H26～	25.33%(19.28%)	施行中
春野町	弘岡南部	19,130 m ²	19,154 千円	S33～H 2	27.60%	
小計	11 地区	8,074,847 m ²	105,542,310 千円			
個人・共同	瀬戸団地	186,186 m ²	339,226 千円	S42～S46	30.96%	
	瀬戸東団地	269,469 m ²	992,064 千円	S45～S50	23.73%	
	介良団地	157,905 m ²	122,000 千円	S42～S44	25.53%	
	弥右衛門第一	108,949 m ²	251,103 千円	S46～S48	26.08%	
	弥右衛門第二	21,369 m ²	140,000 千円	S53～S54	12.68%	
	万々第二	27,525 m ²	633,605 千円	H 1～H 3	50.80%	
小計	6 地区	771,403 m ²	2,477,998 千円			
組合	城北	53,557 m ²	不明	S15～S34	不明	
	潮江第一	82,000 m ²	不明	不明	不明	
	潮江第二	51,460 m ²	8,633 千円	S35～S43	26.00%	
	潮江第三	98,074 m ²	28,129 千円	S38～S44	27.67%	
	秦第一	58,264 m ²	28,608 千円	S39～S41	29.13%	
	中久万第一	28,653 m ²	11,480 千円	S40～S43	35.29%	
	東久万第一	51,410 m ²	35,413 千円	S41～S43	32.14%	
	東久万第二	75,799 m ²	90,543 千円	S44～S46	30.10%	
	高知横内第一	71,518 m ²	179,000 千円	S46～S48	37.22%	
	高知市万々第一	99,111 m ²	239,777 千円	S48～S49	26.16%	
	高知市塚ノ原第一	67,070 m ²	911,335 千円	S53～S56	42.70%	
	横浜	724,458 m ²	13,197,136 千円	S53～S61	56.97%	
	高知市初月	456,243 m ²	9,641,371 千円	H 2～H 7	71.94%	
小計	13 地区	1,917,617 m ²	24,371,425 千円			
合計	30 地区	10,763,867 m ²	132,391,733 千円			

土地区画整理事業施行箇所





No.	地区名	施行者
1	復興	高知市長
2	下知	高知市
3	江の口北部	
4	高須	
5	潮江東部	
6	弥右衛門	
7	潮江西部	
8	高知駅周辺	
9	下島	
10	中須賀	
11	弘岡南部	
12	瀬戸団地	個人・共同
13	瀬戸東団地	
14	介良団地	
15	弥右衛門第一	
16	弥右衛門第二	
17	万々第二	組合
18	城北	
19	潮江第一	
20	潮江第二	
21	潮江第三	
22	秦第一	
23	中久万第一	
24	東久万第一	
25	東久万第二	
26	高知横内第一	
27	高知市万々第一	
28	高知市塚ノ原第一	
29	横浜	
30	高知市初月	

行政庁施行

地区名			復興土地区画整理事業				
施行者			高知市長				
施行期間（年度）			S21～S53				
都市計画	決定	年月日	S21. 2. 25				
		告示番号	戦災復興院告示 第1号				
	変更	年月日	—				
		告示番号	—				
設計の概要	認可	年月日	S21. 12. 9				
		指令番号	内閣総理大臣指令 第150号				
	変更	年月日	S30. 5. 7				
		指令番号	高知県指令 第29号				
工 区			全工区	第一工区	第二工区	第三工区	第四工区
事業計画	決定	年月日					
	変更	年月日					
換地計画	認可	年月日		S43. 12. 1	S53. 5. 23	S53. 5. 22	S36. 9. 5
		指令番号		高知県指令 43都第254号	高知県指令 53都第131号	高知県指令 53都第132号	高知県指令 36建第891号
	処分	年月日		S44. 3. 18	S54. 2. 6	S54. 2. 6	S36. 10. 3
		公 告		高知県告示 第94号	高知県公報 号外第3号	高知県公報 号外第3号	高知県告示 第562号
施行面積			3,663,064 m ²	397,052 m ²	779,842 m ²	719,968 m ²	204,691 m ²
減歩率	公共		16.2%	19.6%	9.0%	21.2%	21.7%
	合算		17.9%	21.2%	10.7%	22.4%	23.7%
保留地	面積		48,351 m ²	5,071 m ²	10,914 m ²	6,868 m ²	3,106 m ²
	割合		1.32%	1.28%	1.87%	1.50%	1.52%
公共用地	面積		1,170,402 m ²	128,296 m ²	197,985 m ²	264,654 m ²	85,740 m ²
	割合		31.95%	32.31%	25.39%	36.76%	41.89%
事業費 (事業計画)	1 m ² 当り						
	総額		1,705,450 千円				
備 考							

行政庁施行

地区名		復興土地区画整理事業				
施行者		高知市長				
施行期間（年度）		S21～S53				
都市計画	決定	年月日	S21. 2. 25			
		告示番号	戦災復興院告示 第1号			
	変更	年月日	—			
		告示番号	—			
設計の概要	認可	年月日	S21. 12. 9			
		指令番号	内閣総理大臣指令 第150号			
	変更	年月日	S30. 5. 7			
		指令番号	高知県指令 第29号			
工 区		第五工区	第六工区	第七工区	第八工区	
事業計画	決定	年月日				
	変更	年月日				
換地計画	認可	年月日	S40. 1. 8	S49. 3. 20	S34. 2. 25	S36. 12. 26
		指令番号	高知県指令 39都第355号	高知県指令 48都第497号	高知県指令 33建第83号	高知県指令 36建第1285号
	処分	年月日	S40. 3. 23	S49. 5. 21	S34. 4. 30	S37. 2. 16
		公 告	高知県告示 第160号	高知県公報 第5621号	高知県告示 第562号	高知県告示 第714号
施行面積		247,603㎡	521,129㎡	725,514㎡	67,266㎡	
減歩率	公共	19.3%	16.7%	14.1%	20.1%	
	合算	20.2%	17.9%	16.0%	28.4%	
保留地	面積	1,840㎡	4,795㎡	11,107㎡	4,650㎡	
	割合	0.74%	0.92%	1.53%	6.91%	
公共用地	面積	76,982㎡	170,739㎡	223,384㎡	22,622㎡	
	割合	31.09%	32.76%	30.79%	33.63%	
事業費 (事業計画)	1㎡当り					
	総額					
備 考						

地方公共団体施行

地区名		下知	江の口北部	高須	潮江東部	弥右衛門	
施行者		高知市	高知市	高知市	高知市	高知市	
施行期間（年度）		S34～S58	S35～S59	S45～S58	S48～H 2	S63～H22	
都市計画	決定	年月日	S34. 3. 31	S35. 3. 2	S41. 12. 21	S47. 5. 12	S44. 5. 2
		告示番号	建設省告示 第 908 号	建設省告示 第 308 号	建設省告示 第 4058 号	高知県告示 第 304 号	建設省告示 第 1755 号
	変更	年月日	—	—	S44. 5. 2	—	R 2. 3. 25
		告示番号	—	—	建設省告示 第 1756 号	—	高知市告示 第 48 号
設計の概要	認可	年月日	S35. 3. 25	S36. 1. 7	S45. 10. 21	S48. 8. 6	H 1. 3. 14
		指令番号	高知県指令 34 建第 507 号	高知県指令 36 建第 12 号	高知県指令 45 建第 187 号	高知県指令 48 都第 208 号	高知県指令 63 都第 1501 号
	変更	年月日	S36. 3. 13 S43. 5. 6		S46. 11. 5		H 4. 3. 5
		指令番号	高知県指令 36 建第 251 号		高知県指令 46 都第 290 号		高知県指令 3 都第 1662 号
事業計画	決定	年月日	S35. 3. 25	S36. 1. 7	S45. 10. 21	S48. 8. 15	H 1. 3. 20
	変更	年月日	S43. 2. 22 S57. 3. 12	S58. 11. 21	S46. 11. 5 S58. 6. 1	S52. 10. 1 S56. 12. 1 H 2. 3. 9	H 2. 4. 20 H 4. 3. 10 H 9. 3. 30 H11. 7. 30 H14. 9. 13 H16. 11. 26 H18. 11. 15
換地計画	認可	年月日	S58. 2. 15	S59. 2. 29	S58. 7. 25	H 2. 5. 28	H22. 4. 19
		指令番号	高知県指令 57 都第 1237 号	高知県指令 58 都第 1185 号	高知県指令 58 都第 409 号	高知県指令 2 都第 279 号	高知県指令 22 高都計第 17 号
	処分	年月日	S58. 4. 1	S59. 5. 1	S58. 9. 2	H 2. 9. 1	H22. 8. 6
		公 告	高知県公報 号外第 47 号	高知県公報 号外第 49 号	高知県公報 号外第 105 号	高知県公報 号外第 107 号	高知県公報 第 9261 号
施行面積		608, 289 ㎡	670, 413 ㎡	597, 743 ㎡	622, 685 ㎡	1, 352, 536 ㎡	
減歩率	公共	25. 47%	21. 38%	24. 70%	23. 11%	19. 40%	
	合算	25. 47%	25. 95%	27. 68%	26. 10%	22. 90%	
保留地	面積		27, 684 ㎡	16, 508 ㎡	16, 717 ㎡	41, 047 ㎡	
	割合		4. 13%	2. 76%	2. 68%	3. 03%	
公共用地	面積	215, 181 ㎡	193, 838 ㎡	180, 410 ㎡	193, 499 ㎡	407, 054 ㎡	
	割合	35. 38%	28. 91%	30. 18%	31. 07%	30. 10%	
事業費 (事業計画)	1 ㎡当り	2, 583 円/㎡	1, 556 円/㎡	5, 666 円/㎡	10, 468 円/㎡	24, 322 円/㎡	
	総額	1, 571, 143 千円	1, 043, 000 千円	3, 386, 514 千円	6, 518, 049 千円	32, 896, 000 千円	
備 考						R 2. 3. 25 施行済区域に合 わせて都市計画 区域を変更	

地方公共団体施行

地区名		潮江西部	高知駅周辺	下島	中須賀	弘岡南部	
施行者		高知市	高知市	高知市	高知市	春野町	
施行期間（年度）		H 8～H21	H 8～H22	H25～R 2	H26～	S33～H 2	
都市計画	決定	年月日	H 7. 9. 13	H 7. 12. 1	H24. 11. 20	H25. 11. 20	S33. 9. 15
		告示番号	高知県告示第95号	高知県告示第640号	高知市告示第191号	高知市告示第160号	建設省告示第1463号
	変更	年月日	H 8. 2. 13	—	—	—	—
		告示番号	高知市告示第15号	—	—	—	—
設計の概要	認可	年月日	H 8. 5. 28	H 8. 8. 29	H26. 2. 18	H27. 2. 18	S33. 10. 16
		指令番号	高知県指令8都第168号	高知県指令8都第458号	高知県指令25高都計第577号	高知県指令26高都計第565号	高知県指令第584号
	変更	年月日			R 2. 4. 10	R 4. 7. 5	H 1. 11. 14
		指令番号			高知県指令2高都計第12号	高知県指令4高都計第125号	高知県指令元第992号
事業計画	決定	年月日	H 8. 6. 10	H 8. 10. 1	H26. 3. 10	H27. 3. 10	S33. 9. 15
	変更	年月日	H12. 10. 20 H15. 10. 10 H19. 3. 26	H16. 5. 10	H29. 3. 3 H30. 9. 28 R 2. 4. 24	H30. 9. 28 R 4. 7. 20	S37. 10. 16 S47. 5. 23 S47. 8. 1 S49. 4. 9 S57. 11. 26 S61. 3. 25 H 1. 3. 31 H 1. 11. 14
換地計画	認可	年月日	H21. 10. 29	H22. 4. 6	R 2. 10. 12		H 2. 7. 12
		指令番号	高知県指令21高都計第371号	高知県指令21高都計第702号	高知県指令2高都計第306号		高知県指令2第479号
	処分	年月日	H22. 2. 2	H22. 6. 15	R 3. 2. 26		H 2. 9. 25
		公 告	高知県公報第9212号	高知県公報第9246号	高知県公報第10316号		高知県公報号外第117号
施行面積		133,055 ㎡	294,820 ㎡	32,412 ㎡	80,700 ㎡	19,130 ㎡	
減歩率	公共	20.90%(16.10%)	26.79%(19.98%)	24.35%(15.64%)	25.33%(19.28%)	27.6%	
	合算	20.90%(16.10%)	26.79%(19.98%)	24.35%(15.64%)	25.33%(19.28%)	27.6%	
保留地	面積	—	—	—	—	—	
	割合	—	—	—	—	—	
公共用地	面積	41,521 ㎡	123,278 ㎡	10,449 ㎡	27,998 ㎡	6,785 ㎡	
	割合	31.21%	41.81%	32.24%	34.69%	35.5%	
事業費 (事業計画)	1㎡当り	88,685 円/㎡	103,962 円/㎡	119,244 円/㎡	149,788 円/㎡	1,001 円/㎡	
	総額	11,800,000 千円	30,650,000 千円	3,865,000 千円	12,088,000 千円	19,154 千円	
備 考		減歩率（ ）内は減価補償金による土地の先行買収後	減歩率（ ）内は減価補償金による土地の先行買収後	減歩率（ ）内は減価補償金による土地の先行買収後	減歩率（ ）内は減価補償金による土地の先行買収後		

個人・共同施行

地区名		瀬戸団地	瀬戸東団地	介良団地	弥右衛門第一	弥右衛門第二	万々第二	
施行者		高知県住宅供給公社	高知県住宅供給公社	高知県住宅供給公社	高知卸商センター協同組合	高知卸商センター協同組合	高知万々第二共同施行	
施行期間（年度）		S42～S46	S45～S50	S42～S44	S46～S48	S53～S54	H 1～H 3	
都市計画	決定	年月日	—	—	—	S44. 5. 2	S44. 5. 2	—
		告示番号	—	—	—	建設省告示第1755号	建設省告示第1755号	—
	変更	年月日	—	—	—	R 2. 3. 25	R 2. 3. 25	—
		告示番号	—	—	—	高知市告示第48号	高知市告示第48号	—
事業計画	決定	年月日	S43. 3. 31	S46. 2. 10	S42. 7. 10	S46. 7. 21	S53. 12. 22	H 2. 1. 19
		指令番号	高知県指令42都建第288号	高知県指令45都第340号	高知県指令42都第264号	高知県指令46都第154号	高知県指令53都第696号	高知県指令元都第1302号
	変更	年月日	S46. 3. 17 高知県指令45都第335号	S47. 8. 3 高知県指令47都第240号	S44. 8. 21 高知県指令44都第124号	S48. 3. 12 高知県指令47都第556号	S54. 11. 20 高知県指令54都第665号	H 3. 3. 28 高知県指令2都第1695号
		指令番号	S49. 11. 26 高知県指令49都第313号	S49. 6. 4 高知県指令49都第102号	S49. 7. 31 高知県指令3都第577号			
換地計画	認可	年月日	S46. 3. 19	S50. 2. 25	S44. 8. 21	S48. 10. 9	S54. 11. 27	H 3. 4. 24
		指令番号	高知県指令45都第344号	高知県指令49都第402号	高知県指令44都第124号	高知県指令48都第293号	高知県指令54都第704号	高知県指令3都第116号
	処分	年月日	S46. 4. 20	S50. 5. 2	S44. 10. 29	S48. 12. 11	S54. 12. 18	H 3. 5. 10
		公告	高知県告示第230号	高知県公報第5718号	高知県公報号外第59号	高知県公報号外第110号	高知県公報第6194号	高知県公報号外第83号
施行面積		186,186 m ²	269,469 m ²	157,905 m ²	108,949 m ²	21,369 m ²	27,525 m ²	
減歩率	公共						38.15%	
	合算	30.96%	23.73%	25.53%	26.08%	12.68%	50.80%	
保留地	面積						3,426 m ²	
	割合						12.4%	
公共用地	面積	62,729 m ²	69,554 m ²	47,138 m ²	31,578 m ²	3,173 m ²	10,836 m ²	
	割合	33.69%	25.81%	29.85%	28.98%	14.85%	39.28%	
事業費 (事業計画)	1 m ² 当り	1,822 円/m ²	3,682 円/m ²	773 円/m ²	2,305 円/m ²	6,552 円/m ²	23,019 円/m ²	
	総額	339,226 千円	992,064 千円	122,000 千円	251,103 千円	140,000 千円	633,605 千円	
備考			別途事業費 下水道事業 253,268 千円		別途事業費 若松町比島線 26,000 千円 鉄塔移設費 99,180 千円			

組合施行

地区名		城北	潮江第一	潮江第二	潮江第三	秦第一
施行者		組合	組合	組合	組合	組合
施行期間（年度）		S15～S34	不明	S35～S43	S38～S44	S39～S41
事業計画	決定	年月日		S35. 8. 18	S38. 12. 17	S39. 10. 20
		指令番号		高知県指令 35 建第 1190 号	高知県指令 38 都第 126 号	高知県指令 39 都第 285 号
	変更	年月日		S43. 5. 21	S43. 5. 21	S41. 11. 10
		指令番号		高知県指令 43 都第 30 号	高知県指令 43 都第 29 号	高知県指令 41 都第 194 号
換地計画	認可	年月日	S34. 9. 29	S43. 5. 31	S44. 10. 20	S41. 11. 11
		指令番号	高知県指令 34 建第 871 号	高知県指令 42 都第 293 号	高知県指令 44 都第 175 号	高知県指令 41 都第 197 号
	処分	年月日	S34. 9. 29	S43. 7. 11	S44. 12. 12	S41. 11. 29
		公 告	高知県告示 第 632 号	高知県公報 号外第 43 号	高知県公報号外第 73 号 高知県告示第 563 号	高知県公報 第 4855 号
施行面積		53,557 ㎡	82,000 ㎡	51,460 ㎡	98,074 ㎡	58,264 ㎡
減歩率	公共			20.63%	21.47%	21.27%
	合算			26.00%	27.67%	29.13%
保留地	面積			2,581 ㎡	5,574 ㎡	4,331 ㎡
	割合			5.01%	5.68%	7.43%
公共用地	面積	12,718 ㎡		13,297 ㎡	27,454 ㎡	14,853 ㎡
	割合	23.75%		25.84%	27.99%	25.49%
事業費 (事業計画)	1 ㎡当り			168 円/㎡	287 円/㎡	491 円/㎡
	総額			8,633 千円	28,129 千円	28,608 千円
備 考				市補助金 1,000 千円	市補助金 4,500 千円 事業計画変更 S40. 3. 29 高知県指令 39 都第 431 号 S41. 3. 28 高知県指令 40 都第 396 号 S42. 7. 6 高知県指令 42 都第 96 号	換地計画変更 S41. 12. 9 高知県指令 41 都第 214 号

組合施行

地区名		中久万第一	東久万第一	東久万第二	高知横内第一	高知市万々第一	
施行者		組合	組合	組合	組合	組合	
施行期間（年度）		S40～S43	S41～S43	S44～S46	S46～S48	S48～S49	
事業計画	決定	年月日	S40. 7. 1	S42. 3. 30	S45. 1. 29	S46. 6. 29	S48. 6. 15
		指令番号		高知県指令 41都第315号	高知県指令 44都第271号	高知県指令 46都第99号	高知県指令 48都第138号
	変更	年月日	S43. 9. 17	S43. 9. 24	S46. 4. 22	S48. 7. 20	S49. 9. 18
		指令番号		高知県指令 43都第155号	高知県指令 46都第28号	高知県指令 48都第195号	高知県指令 49都第232号
換地計画	認可	年月日	S43. 9. 19	S43. 9. 24	S46. 7. 9	S48. 9. 12	S49. 10. 1
		指令番号		高知県指令 43都第154号	高知県指令 46都第139号	高知県指令 48都第249号	高知県指令 49都第244号
	処分	年月日	S43. 10. 15	S43. 11. 1	S46. 7. 27	S48. 9. 28	S49. 10. 22
		公 告	高知県告示 第112号	高知県告示 第446号	高知県告示 第441号	高知県公報 号外第76号	高知県公報 号外第86号
施行面積		28,653㎡	51,410㎡	75,799㎡	71,518㎡	99,111㎡	
減歩率	公共	23.94%	22.51%	19.90%	28.43%	17.80%	
	合算	35.29%	32.14%	30.10%	37.22%	26.16%	
保留地	面積	2,934㎡	4,660㎡	7,272㎡	5,981㎡	7,610㎡	
	割合	10.24%	9.06%	9.60%	8.37%	7.68%	
公共用地	面積	9,005㎡	13,936㎡	18,673㎡	22,853㎡	24,271㎡	
	割合	31.43%	27.11%	24.63%	31.95%	24.49%	
事業費 (事業計画)	1㎡当り	401円/㎡	689円/㎡	1,195円/㎡	2,503円/㎡	2,419円/㎡	
	総額	11,480千円	35,413千円	90,543千円	179,000千円	239,777千円	
備 考					市補助金 調査費 715千円 用地費 9,555千円 資金計画変更 S48. 6. 6 高知県指令 48都第105号	市補助金 調査費 980千円	

組合施行

地区名		高知市塚ノ原第一	横浜	高知市初月	
施行者		組合	組合	組合	
施行期間（年度）		S53～S56	S53～S61	H 2～H 7	
事業計画	決定	年月日	S53. 4. 10	S54. 3. 5	H 3. 1. 18
		指令番号	高知県指令 53都第17号	高知県指令 53都第852号	高知県指令 2都第1361号
	変更	年月日	S56. 8. 20	S61. 7. 15	H 7. 10. 2
		指令番号	高知県指令 56都第531号	高知県指令 61都第364号	高知県指令 7都第431号
換地計画	認可	年月日	S56. 9. 21	S61. 11. 1	H 7. 7. 20
		指令番号	高知県指令 56都第668号	高知県指令 61都第772号	高知県指令 7都第257号
	処分	年月日	S56. 10. 2	S62. 1. 10	H 7. 9. 12
		公 告	高知県公報 号外第10号	高知県公報 号外第2号	高知県公報 第7795号
施行面積		67,070 m ²	724,458 m ²	456,243 m ²	
減歩率	公共	18.85%	31.14%	43.36%	
	合算	42.70%	56.97%	71.94%	
保留地	面積	15,229 m ²	182,723 m ²	127,549 m ²	
	割合	22.71%	25.22%	27.96%	
公共用地	面積	15,430 m ²	237,295 m ²	192,559 m ²	
	割合	23.05%	32.75%	42.20%	
事業費 (事業計画)	1 m ² 当り	13,588 円/m ²	18,217 円/m ²	21,132 円/m ²	
	総額	911,335 千円	13,197,136 千円	9,641,371 千円	
備 考		市補助金 調査費 652 千円	補助事業 (県へ負担) 469,000 千円	業務代行方式	



完成した下島土地区画整理事業の状況
(地区南西から北東を望む 令和3年3月)



中須賀土地区画整理事業の状況
(地区東から西を望む 令和4年2月)

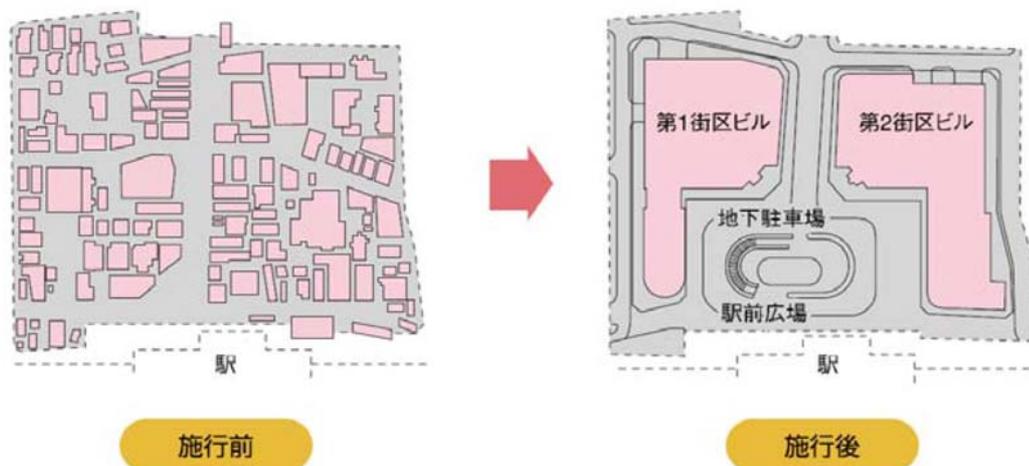
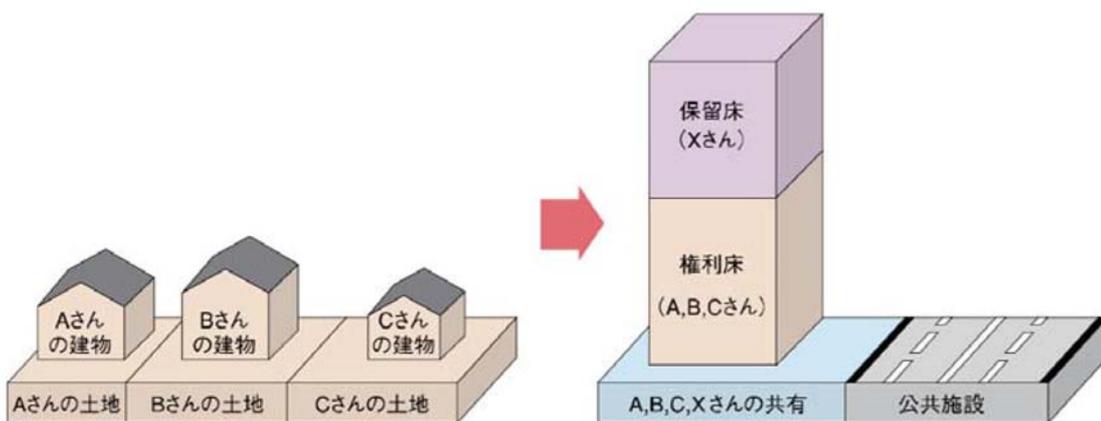
② 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るものです。

市街地再開発事業には第1種と第2種の2種類があり、収支の方式や施行者が異なります。また、第2種事業は公共性・緊急性が著しく高い区域において行われます。

市街地再開発事業の仕組み

- 敷地を共同化し、高度利用することにより公共施設用地を生み出します。
- 従前の権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます（権利床）。
- 高度利用で新たに生み出された床（保留床）を処分し事業費に充てます。



市街地再開発事業の種類及び施行者

第一種市街地再開発事業「権利変換方式」

土地の高度利用によって生み出される新たな床（保留床）の処分（新しい居住者や営業者への売却等）などにより、事業費をまかないます。従前建物・土地所有者等は、従前資産の評価に見合う再開発ビルの床（権利床）を受け取ります。

施行者

- ・個人施行者
- ・市街地再開発組合
- ・再開発会社
- ・地方公共団体
- ・（独）都市再生機構等

第二種市街地再開発事業「管理処分方式（用地買収方式）」

いったん施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床が与えられます。保留床処分により事業費をまかなう点は第一種事業と同様です。

施行者

- ・再開発会社
- ・地方公共団体
- ・（独）都市再生機構等

市街地再開発事業に係る都市計画決定

市街地再開発促進区域

都市計画決定							備考
名称	位置	面積	公共施設の 配置及び規模	単位 整備区	年月日	告示番号	
大橋通北地区 市街地再開発促進区域	高知市 帯屋町二丁目	約 0.2ha	整備済	—	H 8. 2. 13	高知市告示 第 20 号	決定
		—	—		H17. 6. 21	高知市告示 第 169 号	変更 (廃止)

高度利用地区

都市計画決定								備考
種類	面積	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建蔽率の 最高限度	建築面積の 最低限度	年月日	告示番号	
高度利用地区	約 0.2ha	55/10 以下	20/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	H 8. 2. 13	高知市告示 第 19 号	決定
		—	—	—	—	H17. 6. 21	高知市告示 第 168 号	変更 (廃止)

※これまでのところ、高知市で市街地再開発事業が行われたことはありません。

(2) 地区計画等

地区計画制度は、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るため、地区を単位として住民の皆さんの意見を十分に反映させながら、公共施設の配置及び規模、建築物の形態等について一体的、総合的な計画を策定し、建築又は開発行為を誘導規制し、良好なまちづくりに資することを目的とするものです。

地区計画の種類

地区計画等

地区計画

(都市計画法第12条の5)

良好な市街地環境の形成又は保持のため、公共施設の整備、建築物の用途や形態などに関し必要な事項を定める。

用途地域が定められていない区域（市街化調整区域）

(同条第1項第2号)

住宅市街地開発整備タイプ

(同号イ)

住宅市街地の開発等の事業が行われる、又は行われた土地の区域。

スプロール防止タイプ

(同号ロ)

無秩序な開発等が行われ、又は行われると見込まれる土地の区域で、不良な街区の環境の形成の恐れのあるもの。

環境保全タイプ

(同号ハ)

良好な居住環境、その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域。

再開発等促進区を定める地区計画

(同条第3項)

工場跡地等相当規模の低未利用地区等において、土地利用の転換を円滑に推進し良好なプロジェクトを誘導するため、地区内の公共施設の整備と併せて、容積率制限、用途制限の緩和等を行う。

開発整備促進区を定める地区計画

(同条第4項)

大規模な劇場、店舗、飲食店等の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域。

防災街区整備地区計画

(密集市街地整備法第32条第1項)

密集市街地の区域内において、火事又は地震が発生した場合において延焼防止及び避難上確保されるべき機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ることを目的とする。

歴史的風致維持向上地区計画

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第31条第1項)

歴史的風致の維持及び向上を図ることによる良好な市街地の環境の形成が特に必要となる地域において、用途地域による用途の制限にかかわらず、歴史的風致にふさわしい用途として歴史的な建造物を活用することにより、その保全を促し、歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ることを目的とする。

沿道地区計画

(幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第1項)

沿道整備道路に接続する土地の区域で、道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、沿道の整備を計画的に誘導、規制する。

沿道再開発等促進区を定める地区計画

(同条第3項)

沿道整備道路沿いの相当程度の低・未利用地等において、必要な公共施設の整備を行いつつ一体的に再開発することにより、道路交通騒音による障害の防止に寄与しつつ、土地の高度利用と都市機能の増進を図ること等を目的とする。

集落地区計画

(集落地域整備法第5条第1項)

市街化調整区域及び非線引き都市計画区域と農業振興地域が重複する地域において、主として集落地域内の居住者にとっての営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ることを目的とする。

地区計画の特例的な活用

地区計画制度には、目的に応じて次のような類型を活用することができます。一定の内容について定めることにより、他の規制について緩和又は強化することも可能です。

誘導容積型 (都市計画法第12条の6)

公共施設が未整備の地区において、未整備段階の容積率(暫定容積率)と公共施設整備後の容積率(目標容積率)の2つを定め明示することで、土地の有効高度利用を誘導する。

容積適正配分型 (都市計画法第12条の7)

適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、それぞれの地区の特性に応じた良好な市街地環境の形成及び合理的な土地利用の促進を図るため、用途地域で指定された容積の範囲内で、区域内において容積を配分する。

高度利用型 (都市計画法第12条の8)

適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域について、建物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度等を定め、道路に接して有効な空地を確保し、容積率制限及び斜線制限を適用除外とすることにより、その合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図る。

用途別容積型 (都市計画法第12条の9)

都心周辺部等の住商併存地域における住宅の立地誘導を図るため、住宅を設けた場合に容積率制限の緩和を行う。

街並み誘導型 (都市計画法第12条の10)

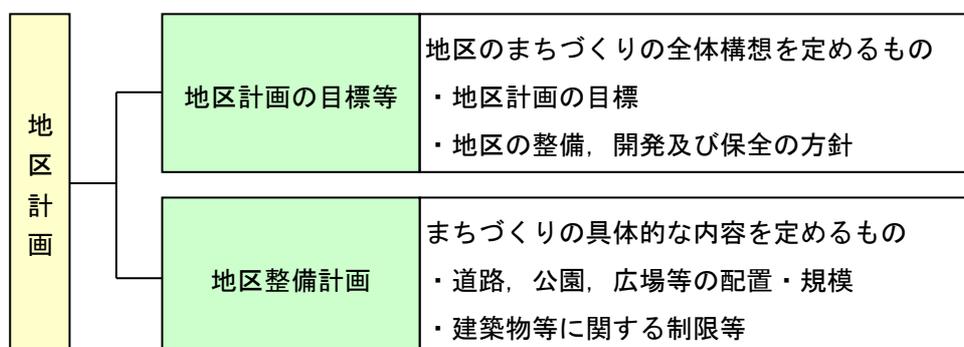
統一的な街並みを誘導するため、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等を定めるとともに、前面道路幅員による容積率制限、斜線制限を適用除外とする。

立体道路制度 (都市計画法第12条の11)

良好な市街地環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用を促進するため、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことを可能とするもの。

地区計画の構成

地区計画は、地区の目標像を示す「地区計画の目標等」と、地区施設の配置や建築物等の制限、土地利用の制限等を定める「地区整備計画」の2つで構成されます。



地区整備計画

地区整備計画は次のうち、必要なものを定めます。

1. 地区施設の配置及び規模

地区施設とは、道路、公園、緑地、広場等をいいます。

2. 建築物やその敷地等の制限に関すること

ア. 建築物等の用途の制限

イ. 容積率の最高限度又は最低限度※

ウ. 建蔽率の最高限度

エ. 建築物の敷地面積の最低限度

オ. 建築面積の最低限度※

カ. 壁面の位置の制限

キ. 建築物の高さの最高限度又は最低限度※

ク. 建築物等の形態又は意匠の制限

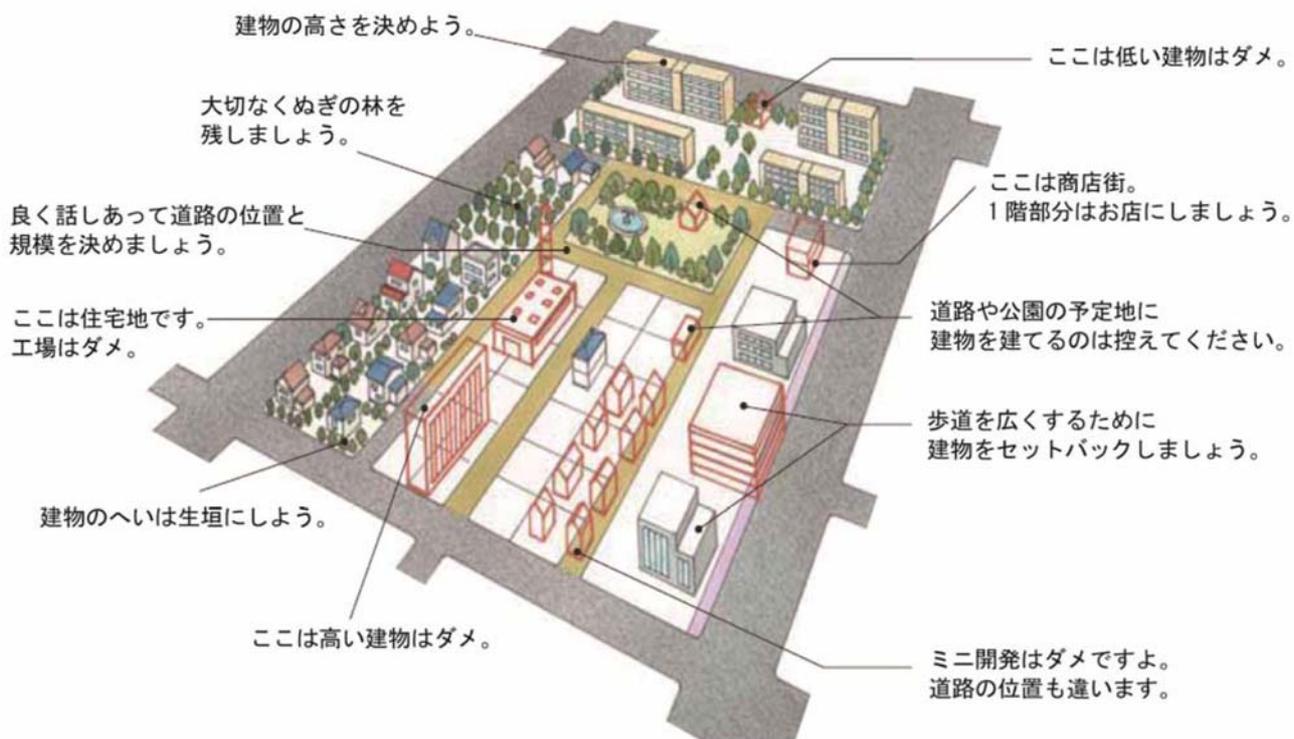
ケ. 垣又はさくの構造の制限

(____※)は市街化調整区域では定めない。

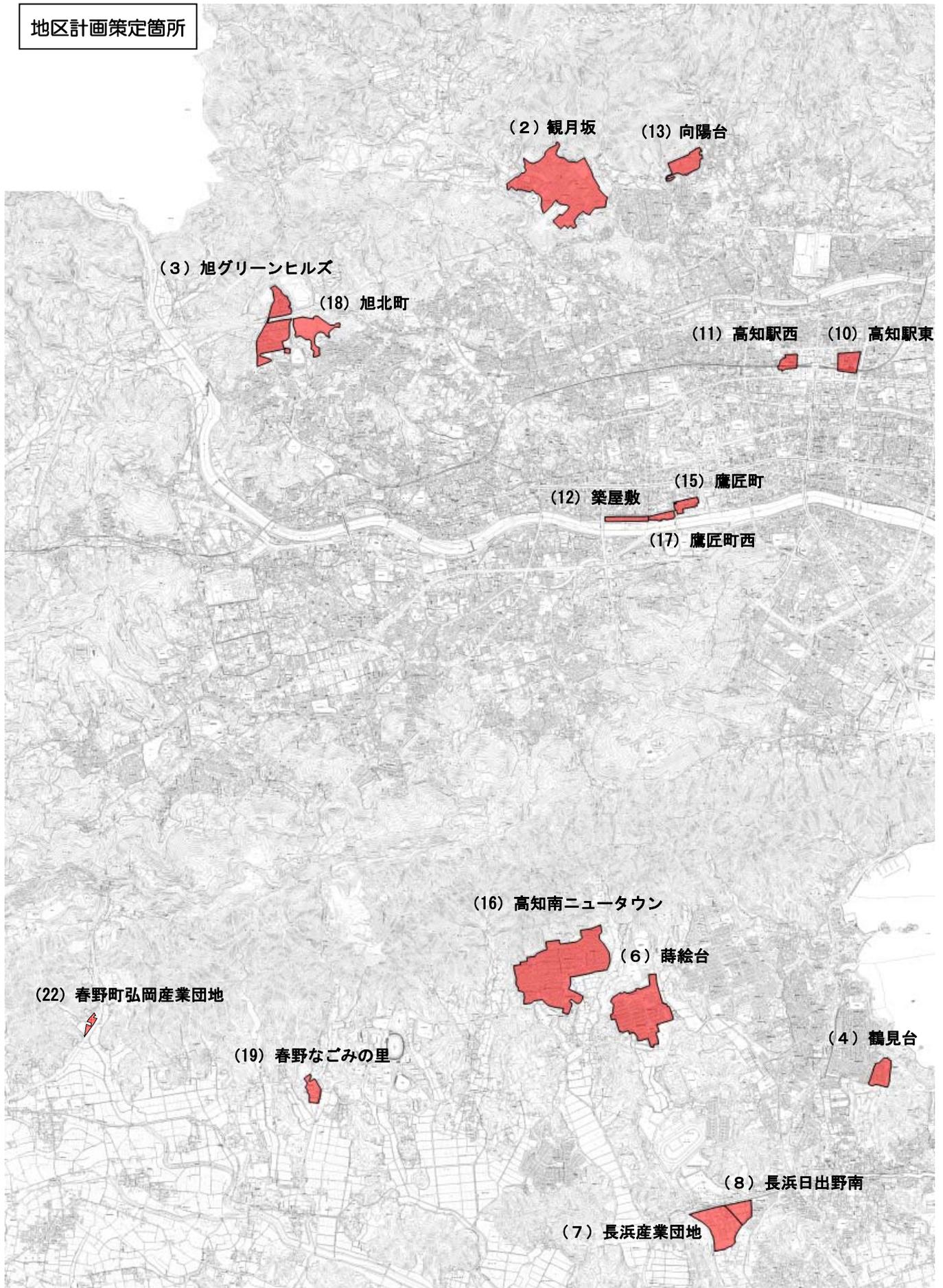
3. その他、土地利用の制限

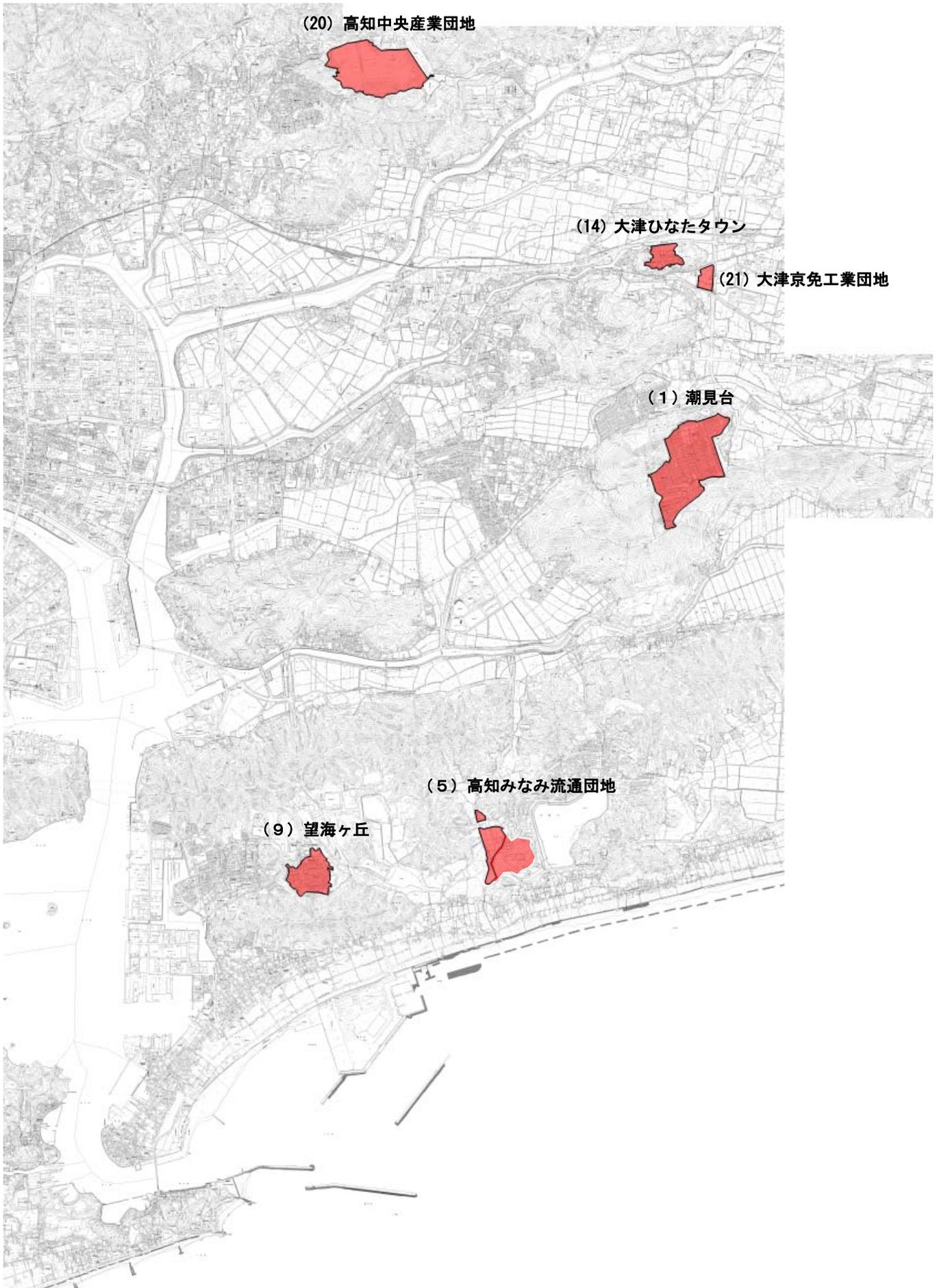
現存する樹林地、草地等の良い環境を守り、壊さないように制限することなどができます。

地区計画活用のイメージ



地区計画策定箇所





(20) 高知中央産業団地

(14) 大津ひなたタウン

(21) 大津京免工業団地

(1) 潮見台

(5) 高知みなみ流通団地

(9) 望海ヶ丘

地区計画一覧表

地区名		(1) 潮見台	(2) 観月坂	(3) 旭グリーンヒルズ	(4) 鶴見台
都市計画決定 年月日		H 1. 5. 1 H 5. 6. 25 (変更) H 8. 2. 13 (変更) H11. 11. 26 (変更)	H 6. 4. 21 H11. 11. 26 (変更) H15. 11. 14 (変更)	H 6. 4. 21 H11. 11. 26 (変更)	H11. 5. 18 H14. 11. 1 (変更)
面積		約 37.9ha	約 32.6ha	約 11.7ha	約 3.7ha
地区計画の目標等		低層住宅中心の建築がなされる地区として、地区計画を定めることにより建築物の用途の混在や敷地規模の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、良好な街を保全する。	土地区画整理が完了後の用途の混在、敷地規模の細分化を防止し事業の効果を維持・増進する。	敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止して事業効果の維持増進を図り、地区の特性に応じた良好な建築物等の誘導をおこない良好な街を保全する。	地区にふさわしい建築物等の規制誘導を積極的に推進することにより、周辺環境との調和を図りながら、良好な市街地を形成する。
地区整備計画	地区施設	—	—	—	—
	地区の区分	A 地区：約 32.0ha B 地区：約 3.7ha C 地区：約 2.2ha	A 地区：約 21.3ha B 地区：約 7.9ha C 地区：約 2.7ha D 地区：約 0.35ha E 地区：約 0.35ha	A 地区：約 9.7ha B 地区：約 0.2ha C 地区：約 1.8ha	A 地区：約 2.6ha B 地区：約 1.1ha
	用途の制限	有	有	有	有
	容積率	—	—	—	B 地区：最高 180%
	建蔽率	—	D 地区：最高 60%	—	—
	敷地面積	最低 150 m ²	A 地区：最低 150 m ² (共同住宅等は 200 m ²) B, C, D 地区：最低 150 m ² E 地区：最低 200 m ²	最低 165 m ²	A 地区：最低 150 m ² B 地区：最低 200 m ²
	建築面積	—	—	—	—
	壁面の位置の制限	A, B 地区：道路・隣地 1.0m	道路・隣地 1.0m	道路・隣地 1.0m	道路・隣地 1.0m
	高さ	—	D, E 地区：一中高準拠	C 地区：最高 10m	B 地区：最高 12m
	工作物の設置の制限	—	—	—	—
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等：— 屋外広告物：有	建築物等：— 屋外広告物：有	建築物等：— 屋外広告物：有	—
	かき又はさくの構造の制限	有	有	有	有
土地の利用に関する事項	—	—	—	—	
備考	一部緑化協定有り		一部緑化協定有り		

地区名	(5) 高知みなみ流通団地	(6) 蒔絵台	(7) 長浜産業団地	(8) 長浜日出野南	
都市計画決定 年月日	H11. 11. 26	H13. 2. 22	H14. 11. 1	H14. 11. 1	
面積	約 6.2ha	約 20.0ha	約 9.8ha	約 3.2ha	
地区計画の目標等	流通団地に関連する施設等の建設が行われる地区として、建築物の規制誘導を積極的に推進し、周辺環境との調和を図りながら、流通団地としてふさわしい環境と景観を形成し、保全する。	民間施行の大規模宅地開発事業が完了後の建築行為について、用途の混在、敷地規模の細分化等を防止し、良好な住環境の形成と保全を図る。	新たな工業団地として、地区施設の整備を含め工業系の良好な操業環境の確保を目指した開発が行われている地区であり、この開発の目的に沿い、周辺環境と調和のとれた土地利用を進めるとともに、工業団地として適切な建築物等の規制誘導を図る。	隣接した既存住宅並びに新たな工業団地と一体的な土地利用が求められている地区であり、建築等の規制誘導を推進することにより、A地区では既存住宅の環境保全とともに、B地区では工業団地など周辺地域の便利施設も含めた良好な市街地として形成と保全を図る。	
地区整備計画	地区施設	—	—	—	
	地区の区分	—	A地区：約 14.1ha B地区：約 0.5ha C地区：約 4.3ha D地区：約 0.5ha E地区：約 0.6ha	— A地区 B地区	
	用途の制限	有	有	有	有
	容積率	最高 200%	A, B地区：最高 100% C, D, E地区：最高 200%	—	—
	建蔽率	最高 60%	A, B, C地区：最高 60% D, E地区：最高 70%	—	—
	敷地面積	最低 500㎡	最低 150㎡	最低 300㎡	—
	建築面積	—	—	—	—
	壁面の位置の制限	道路 3.0m 隣地 2.0m	道路・隣地 1.0m	道路 2.5m 隣地 1.5m	—
	高さ	—	A, B地区：最高 10m 他 C, D地区：最高 12m 他	—	—
	工作物の設置の制限	—	—	—	—
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有	—
	かき又はさくの構造の制限	有	有	有	—
	土地の利用に関する事項	—	—	—	—
備考	環境協定有り		環境協定有り		

地区名		(9) 望海ヶ丘	(10) 高知駅東	(11) 高知駅西	(12) 築屋敷
都市計画決定 年月日		H15. 2. 3 H20. 10. 1 (変更)	H15. 10. 1	H15. 10. 1	H18. 9. 25
面積		約 11.6ha	約 3.3ha	約 1.9ha	約 1.8ha
地区計画の目標等		民間施行の大規模宅地開発事業が行われ、道路、公園等の公共施設の整備が進み、住民団地としての土地利用が図られる地区である。開発地域内のA地区では主として低層の閑静な住宅を配置し、B地区では利便施設等の誘導を図り、周辺環境と調和した良好な市街地の形成と保全を図る。	J R土讃線の連続立体交差事業と合わせて土地区画整理事業により、道路・公園等の都市基盤の整備が行われ住商共存の良好な環境が創設される。適正な建築物等の規制誘導を図り、良好な環境を将来にわたって維持していく。	J R土讃線の連続立体交差事業と合わせて土地区画整理事業により、道路・公園等の都市基盤の整備が行われ住商共存の良好な環境が創設される。適正な建築物等の規制誘導を図り、良好な環境を将来にわたって維持していく。	低層による住宅地を主体とし、地区の持つ景観資源を維持し、みどり豊かで潤いのある良好な住環境の保全と形成を図る。
地区整備計画	地区施設	—	—	—	—
	地区の区分	A地区：約 10.1ha B地区：約 1.5ha	—	—	—
	用途の制限	有	有	有	—
	容積率	A地区：最高 100% B地区：最高 200%	最高 200% (住宅以外に適用)	最高 200% (住宅以外に適用)	—
	建蔽率	最高 60%	—	—	—
	敷地面積	最低 150 m ² (共同住宅等は 200 m ²)	最低 65 m ²	最低 65 m ²	—
	建築面積	—	—	—	—
	壁面の位置の制限	道路・隣地 1.0m	道路 0.5m	道路 0.5m	—
	高さ	A地区：最高 10m 他 B地区：一住居準拠	—	—	最高 12m 他
	工作物の設置の制限	—	—	—	—
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等：A地区有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有
	かき又はさくの構造の制限	有	—	—	有
	土地の利用に関する事項	—	—	—	—
備考					

地区名		(13) 向陽台	(14) 大津ひなたタウン	(15) 鷹匠町	(16) 高知南ニュータウン
都市計画決定年月日		H18. 9. 25	H19. 3. 12 H22. 4. 1 (変更)	H19. 11. 27	H 6. 8. 1 H17. 5. 20 (変更) H19. 12. 6 (変更)
面積		約 4. 7ha	約 5. 1ha	約 1. 8ha	約 38. 4ha
地区計画の目標等		民間施行の大規模宅地開発事業が行われ、道路、公園等の公共施設の整備が進み、住民団地としての土地利用が図られる地区である。	民間施行の大規模宅地開発事業が行われ、道路、公園等の公共施設の整備が進み、住民団地としての土地利用が図られる地区である。開発区域内の南側を低層専用住宅地のA地区とし、北側の都市計画道路沿いのC地区には利便施設等を誘導し、周辺環境と調和した良好な住環境の形成及び保全を図る。	低層による住宅地を主体とし、地区の緑化を推進し、自然と調和した良好な住環境の保全及び形成を図る。	用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、災害に強い住宅地として発展させる。
地区整備計画	地区施設	—	—	—	—
	地区の区分	—	A地区：約 3. 7ha C地区：約 1. 4ha	A地区：約 1. 7ha B地区：約 0. 1ha	低層専用住宅地区：約 33. 5ha 一般住宅地区：約 1. 7ha 集合住宅利便施設地区：約 1. 6ha 近隣サービス地区：約 1. 6ha
	用途の制限	有	有	A地区：有 B地区：—	有
	容積率	最高 100%	A地区：最高 100%	—	近隣サービス地区：最高 200% (戸建て住宅は 100%)
	建蔽率	—	—	—	近隣サービス地区：最高 80% (戸建て住宅は 60%)
	敷地面積	最低 150㎡ (共同住宅等は 300㎡)	最低 150㎡ (共同住宅等は 300㎡)	—	低層…地区：最低 165㎡ 一般…地区：最低 150㎡ 近隣…地区：戸建て住宅は最低 165㎡
	建築面積	—	—	—	—
	壁面の位置の制限	道路・隣地 1. 0m	道路・隣地 1. 0m	—	低層、一般、集合…地区：道路・隣地 1. 0m 近隣…地区：道路・隣地 0. 5m (戸建て住宅は 1. 0m)
	高さ	最高 10m 他	A地区：最高 10m 他 C地区：—住居準拠	最高 14m	一般、集合、近隣…地区：最高 15m (近隣…地区：戸建て住宅は 10m)
	工作物の設置の制限	—	—	—	—
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：A地区有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：— 屋外広告物：低層、一般、近隣…地区 有
	かき又はさくの構造の制限	有	有	有	有
	土地の利用に関する事項	—	—	—	—
備考					

地区名	(17) 鷹匠町西	(18) 旭北町	(19) 春野なごみの里	(20) 高知中央産業団地	
都市計画決定 年月日	H23. 4. 1	H25. 1. 1	H27. 1. 1	H27. 8. 31 R 1. 9. 15 (変更)	
面積	約 1.3ha	約 6.3ha	約 2.3ha	約 32.2ha	
地区計画の目標等	自然と調和した良好な住環境の形成及び地区内の緑化を推進し、落ち着いた街並みの保全を図る。	用途の混在や敷地の細分化等を防止し、良好な住環境の形成と保全を図る。	高齢化社会に対応する「地域包括ケアシステム」の構築に向け社会福祉施設等の立地誘導を行い、地域福祉への貢献及び雇用の創出を図る。	優れた立地条件を活かした工業団地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目標とする。	
地区整備計画	地区施設	—	—	—	幹線道路：W=9.25m, 12m 区画道路：W=6m 広場：A=約 2,600㎡ 緑地：A=約 8,700㎡
	地区の区分	A地区：約 1.1ha B地区：約 0.2ha	—	—	—
	用途の制限	A地区：有 B地区：—	有	有	有
	容積率	—	最高 100%	—	—
	建蔽率	—	—	—	—
	敷地面積	—	最低 150㎡ (長屋住宅は 200㎡)	最低 300㎡	最低 500㎡
	建築面積	—	—	—	—
	壁面の位置の制限	—	道路・隣地 1.0m	道路 2.5m 隣地 1.5m	道路・隣地 2.0m
	高さ	最高 14m	最高 10m 他	最高 20m	—
	工作物の設置の制限	—	—	—	—
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有
	かき又はさくの構造の制限	有	有	有	有
土地の利用に関する事項	—	—	—	—	
備考				環境協定有り	

地区名		(21) 大津京免工業団地	(22) 春野町弘岡産業団地
都市計画決定 年月日		H31. 3. 1	R 4. 6. 3
面積		約 2.6ha	約 0.8ha
地区計画の目標等		優れた立地条件を活かした工業団地としての適正な土地利用を図り、住工の混在がなく、周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目標とする。	優れた立地条件を活かした産業団地としての適正な土地利用を図り、市街地との連携を図りながら、周辺環境と調和した快適で潤いのある産業団地の形成を目標とする。
地区整備計画	地区施設	幹線道路：W=8m 区画道路1号：W=6m 区画道路2号：W=4.9m	緑地：A=約 240 m ²
	地区の区分	—	—
	用途の制限	有	有
	容積率	—	—
	建蔽率	—	—
	敷地面積	最低 300 m ²	最低 300 m ²
	建築面積	—	—
	壁面の 位置の制限	道路 2.0m 隣地 1.5m	道路 2.0m 隣地 1.5m
	高さ	最高 20m	最高 20m
	工作物の 設置の制限	—	—
	建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物等：有 屋外広告物：有	建築物等：有 屋外広告物：有
	かき又はさく の構造の制限	有	有
土地の利用 に関する事項	—	—	
備考			

(3) 都市景観

① 景観計画

高知市景観条例

高知市景観条例において、都市美形成の理念その他良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を定めています。

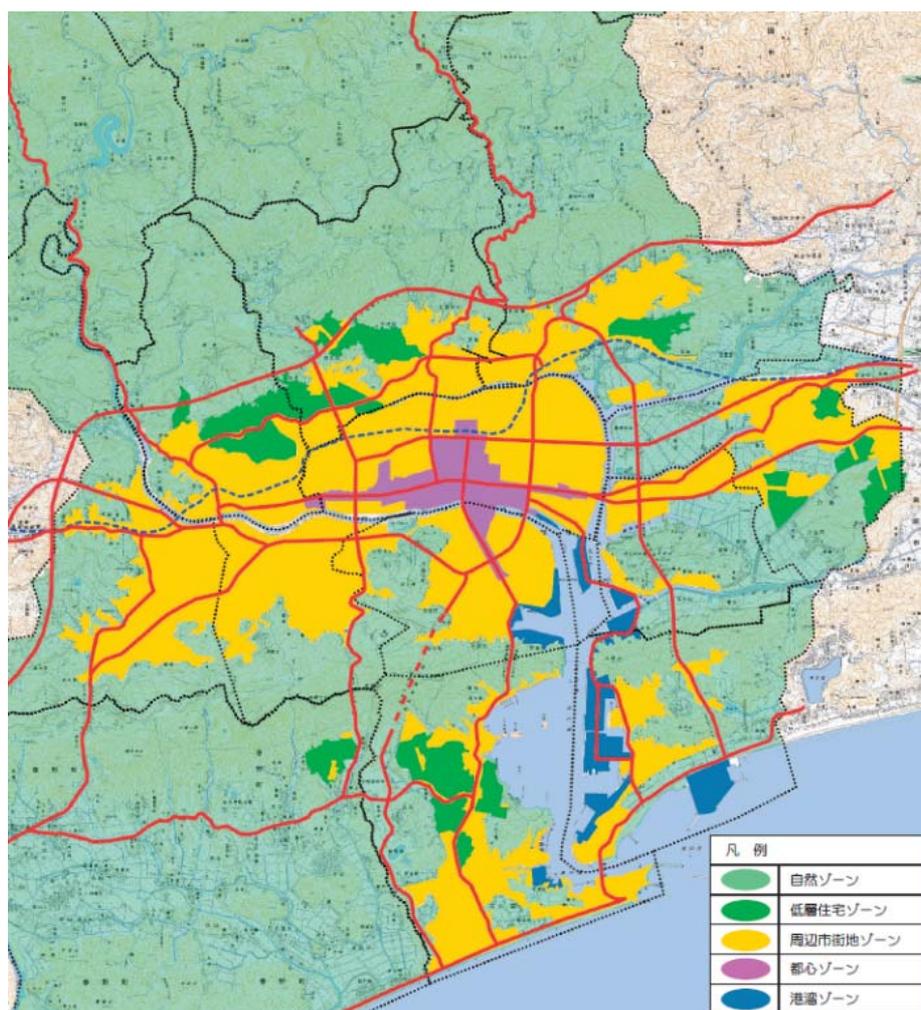
一定の規模を超える建築物の新築等、工作物の新設等及び開発行為を行う場合は事前に届出が必要となります。

高知市景観計画の概要

景観条例で景観法第8条に基づく景観計画を策定することとなっています。

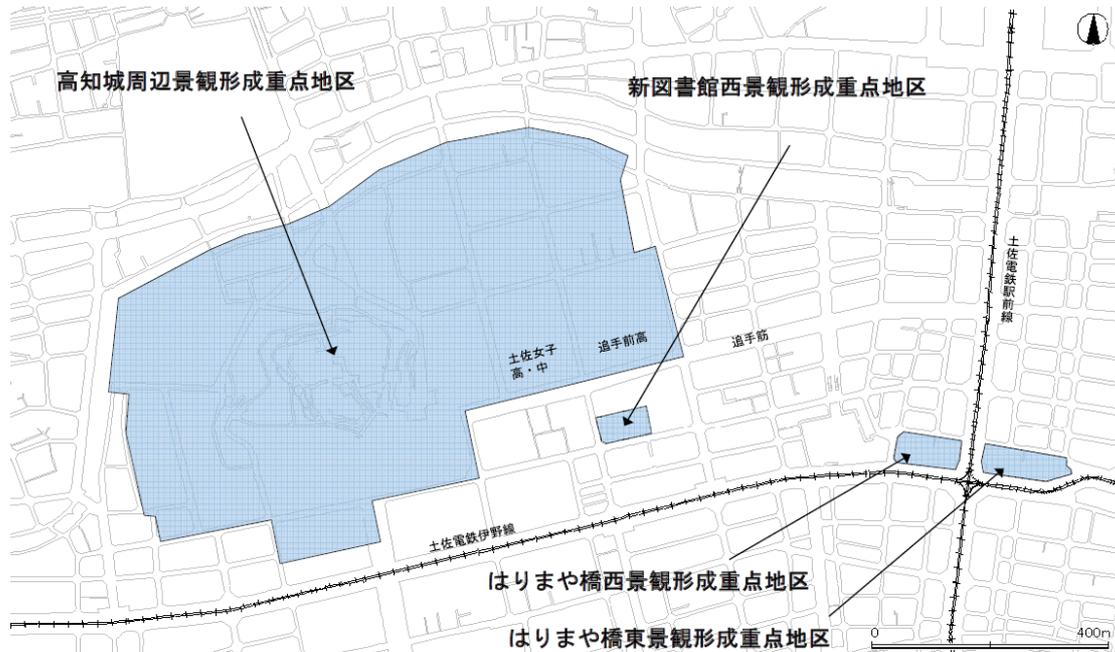
高知市景観計画は「心安らぐ文化的で魅力あるまちなみの創出と、みどりや水辺等の自然を生かしたゆとりと潤いのある快適な生活環境の創造を図り、もって市民生活の向上と地域社会の健全な発展に寄与すること」を目的として策定しています。

景観計画では高知市全域を景観計画区域とし、都心、自然、低層住宅、周辺市街地及び港湾の5つのゾーンに区分しています。



景観形成重点地区

良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める区域として、はりまや橋東、はりまや橋西、高知城周辺、新図書館西の4か所を、高知市景観条例第14条に基づき景観形成重点地区として指定しています。



② 屋外広告物

高知市屋外広告物条例

良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的として、屋外広告物法に基づき高知市屋外広告物条例及び同条例施行規則を定め、屋外広告物の規制を実施しています。

高知市内は、原則として屋外広告物を設置することができない禁止地域と、原則として設置前に許可申請が必要となる許可地域に大別されます。さらに、禁止地域は第一種と第二種に区分しています。

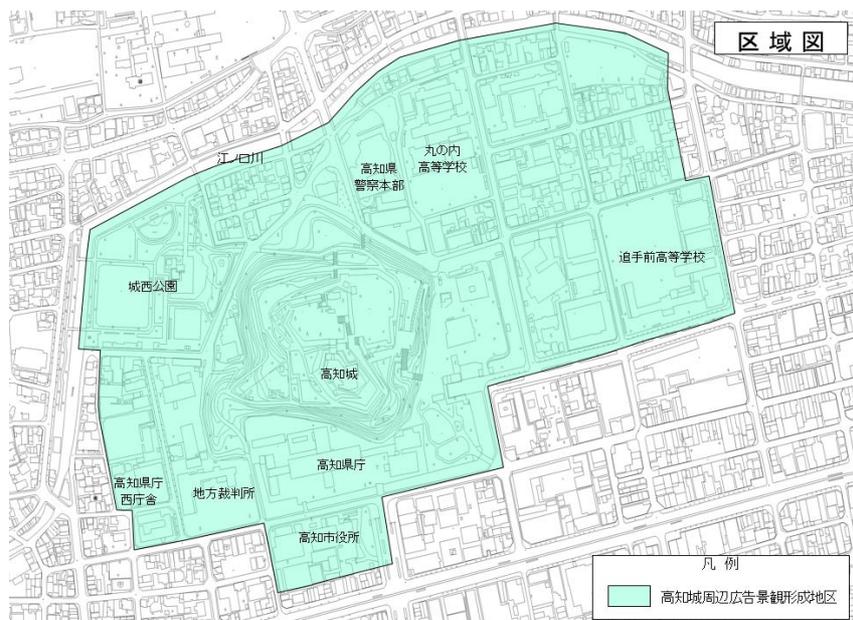
高知市屋外広告物条例では、第一種禁止地域、第二種禁止地域、許可地域のほか、下に掲げる広告景観形成地区や広告物協定地区を定めることができます。

また、地区計画の地区整備計画や高知市景観条例の景観形成重点地区整備計画においても、屋外広告物の寸法や数量等に規制を設け、良好な都市景観の形成を図っています。

広告景観形成地区

高知市屋外広告物条例第 12 条により、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、「個性的で魅力ある景観の保全及び創出を図る必要があると認める区域」又は「市長が定める場所から展望することができる範囲」について、広告景観形成地区として指定します。

令和 4 年時点において、高知城周辺広告景観形成地区と桂浜花海道西広告景観形成地区の 2 か所を指定しています。



○高知城周辺広告景観形成地区



○桂浜花海道西広告景観形成地区

広告物協定地区

高知市屋外広告物条例第 13 条により，相当規模の一団の土地又は道路，河川等に隣接する区間にわたる土地所有者等は，その全員の合意により，一定の区域を定め，当該区域の景観を整備するため，広告物等に関する協定を締結し，市長の認定を受けることができます。

令和 4 年時点において，認定を受けた広告物協定地区はありません。

